

報告事項 3

第 2 期鳥取県国民健康保険運営方針の策定について

鳥取県国民健康保険運営方針（以下「運営方針」という。）については、平成 30 年 3 月にその対象期間を 3 年間（平成 30 年 4 月 1 日から令和 3 年 3 月 31 日まで）とする第 1 期運営方針を定めている。

このため、国民健康保険法第 82 条の 2 第 1 項の規定により、令和 2 年度中に第 2 期運営方針を策定する必要がある。

策定に当たっては、次のとおり進める方針とする。

- 1 県・市町村国民健康保険連携会議（以下「連携会議」という。）において、第 1 期運営方針についての見直しすべき項目等を検討の上、国民健康保険運営協議会（以下「協議会」という。）に報告

《主な検討項目》

- ・医療費指数を反映させない取扱い
- ・市町村ごとの健康づくりを一層推進する仕組み 等

- 2 協議会での意見を踏まえ、連携会議において、第 2 期運営方針の素案を作成。
- 3 協議会において、素案に対する審議
- 4 協議会での意見を踏まえた運営方針（案）についてパブリックコメントの実施
- 5 パブリックコメントを踏まえた最終案を連携会議、協議会で協議

《H30 第 1 期運営方針策定の場合》

県・市町村国民健康保険連携会議（答申までの開催回数）H28 5 回 H29 7 回開催

⇒ その他、連携会議の前に部会開催

国保運営協議会（H29. 3. 30～H29. 11. 9） 4 回開催

市町村への意見照会（H29. 10. 26～11. 7）

パブリックコメント（H29. 11. 21～12. 8） 県政参画電子アンケート（H29. 12. 8～12. 18）

国保運営協議会（H29. 12. 21） 答申（H30. 2. 14）

【参考：国民健康保険法】

（都道府県国民健康保険運営方針）

第八十二条の二 都道府県は、都道府県等が行う国民健康保険の安定的な財政運営並びに当該都道府県内の市町村の国民健康保険事業の広域的及び効率的な運営の推進を図るため、都道府県及び当該都道府県内の市町村の国民健康保険事業の運営に関する方針（以下「都道府県国民健康保険運営方針」という。）を定めるものとする。

- 2 都道府県国民健康保険運営方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - 一 国民健康保険の医療に要する費用及び財政の見通し
 - 二 当該都道府県内の市町村における保険料の標準的な算定方法に関する事項
 - 三 当該都道府県内の市町村における保険料の徴収の適正な実施に関する事項
 - 四 当該都道府県内の市町村における保険給付の適正な実施に関する事項
- 3 都道府県国民健康保険運営方針においては、前項に規定する事項のほか、おおむね次に掲げる事項を定めるものとする。
 - 一 医療に要する費用の適正化の取組に関する事項
 - 二 当該都道府県内の市町村の国民健康保険事業の広域的及び効率的な運営の推進に関する事項
 - 三 保健医療サービス及び福祉サービスに関する施策その他の関連施策との連携に関する事項

四 前項各号(第一号を除く。)及び前三号に掲げる事項の実施のために必要な関係市町村相互間の連絡調整その他都道府県が必要と認める事項

- 4 都道府県は、当該都道府県内の市町村のうち、当該市町村における医療に要する費用の額が厚生労働省令で定めるところにより被保険者の数及び年齢階層別の分布状況その他の事情を勘案してもなお著しく多額であると認められるものがある場合には、その定める都道府県国民健康保険運営方針において、前項第一号に掲げる事項として医療に要する費用の適正化その他の必要な措置を定めるよう努めるものとする。
- 5 都道府県国民健康保険運営方針は、高齢者の医療の確保に関する法律第九条第一項に規定する都道府県医療費適正化計画との整合性の確保が図られたものでなければならない。
- 6 都道府県は、都道府県国民健康保険運営方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、当該都道府県内の市町村の意見を聴かなければならない。
- 7 都道府県は、都道府県国民健康保険運営方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表するよう努めるものとする。
- 8 市町村は、都道府県国民健康保険運営方針を踏まえた国民健康保険の事務の実施に努めるものとする。

鳥取県国民健康保険運営方針の概要

1 基本的事項

①策定の目的

平成30年度以降、県と市町村が一体となり保険者の事務を共通認識の下で実施するよう、県内統一的な国保運営方針を策定する。

②策定の根拠規定

国民健康保険法第82条の2

③対象期間

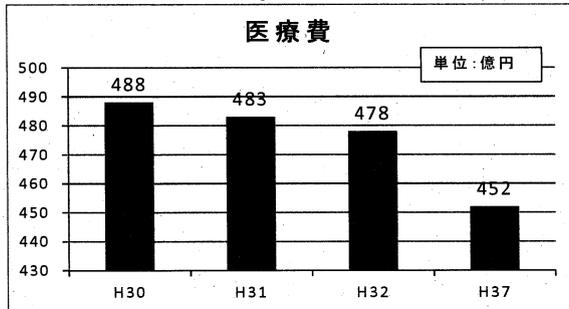
平成30年4月～平成33年3月（3か年）

④公表

策定後は、市町村等へ通知、県HPへ掲載

2 国保の医療に要する費用及び財政の見通し

① 医療費の動向等 （国保加入者の減少とともに、医療費が減少傾向となる見込み）



② 財政収支の改善

・県国保特別会計においては、市町村国保特別会計の事業運営の健全化、財政状況に留意しつつ、適正な納付金設定とバランスのとれた財政運営を行う必要がある。

③赤字解消・削減の取組・目標年次等

計画的に解消・削減すべき赤字の整理

- ・保険料負担緩和を図るため
- ・任意給付に充てるため
- ・過年度の累積赤字補てんのため等

⇒決算補てんのための法定外一般会計繰入については、繰入の考え方を整理しながら、解消・削減に段階的に努める。

④財政安定化基金の運用

貸付…給付増や収納不足により財源不足となった場合に市町村・県に貸付。

交付…災害、地域経済の変動等の特別な事情により収納額が低下した場合に市町村に交付。

⑤PDCAサイクルの確立

県・市町村国保事業の実施状況を定期的に把握、分析、評価・検証を行う。

3 納付金及び標準的な保険料(税)の算定方法

①保険料水準のあり方

- ・納付金の算定に当たっては、国が示すガイドラインに基づき、医療費水準や所得水準を反映させた市町村ごとの納付金を決定する。
- ・将来的な保険料の統一化については、市町村の意見を伺い、その合意事項を県国保運営協議会へ諮る。
- ・制度改正による被保険者の負担の激変を避けるために、激変緩和措置を実施する。
(適用期間：平成35年度まで)

②納付金・標準保険料率の算定方法

- ・納付金制度は医療費等を全市町村で負担する仕組みであり、納付金等の算定方法は県の国保条例や国のガイドラインに示された算定方式を基本として算定する。

区分	内容
医療費水準(α)の設定	反映
所得水準(β)の設定	β=0.78で設定
納付金等の算定方法	資産割を除く3方式
標準的な収納率	直近3か年の平均収納率
応益部分の按分方法	均等割：平等割=70:30

※α・βは、実務的には毎年告示で示す。

4 保険料(税)の徴収の適正な実施

① 保険料(税)徴収の現状

- ・県内市町村の平均収納率は93.2%（平成28年度）と上昇傾向にある。
- ・市町村ごとの収納率は、町村部が高く、市部は低い傾向にある。

② 収納対策

- ・収納率の向上を図るため、次表の保険者規模別の収納率と市町村の直近3か年の平均のいずれか高い率を毎年度の目標値とする。

年間平均一般被保険者数	収納率
5千人未満	0.95
5千人以上～3万人未満	0.93
3万人以上	0.91

※「広域化等支援方針」の収納率目標を準用

- ・収納率向上に積極的な好事例を紹介。
- ・収納対策研修会の実施、充実。等

5 保険給付の適正な実施

- ① 県による保険給付の点検、事後調整
市町村の二次点検後に以下の観点での県の保険給付、事後調整の実施を検討する。
 - ・広域的な観点での保険給付の点検
 - ・大規模不正請求事案への対応
- ② 療養費の支給の適正化
 - <海外療養費>
必要な情報提供
 - <レセプト点検の強化>
市町村点検員への研修充実、県点検指導員の派遣、助言等
 - <第三者求償の取組強化>
求償事務研修会の開催、広報の充実、医療機関等の関係機関への働きかけ等

6 医療に要する費用の適正化の取組

- ① 医療費適正化を推進する取組
 - 特定健康診査及び特定保健指導
広報や普及啓発の充実、先進事例の紹介
 - 医療費通知の実施
実施内容の県内統一と財政支援
 - 後発医薬品の普及促進
後発医薬品に係る差額通知の実施の奨励、出前講座等を通じた正しい理解の促進
 - 重複受診や頻回受診等に係る適正受診指導
先進事例の紹介、財政支援
 - 重複投薬への訪問指導等の適正投薬の推進
お薬手帳の普及啓発、「かかりつけ薬剤師・薬局」の推進 等

7 市町村が担う事務の効率化の推進

- ① 優先的に標準化を検討する項目
市町村の国保事務について、市町村の事務処理の効率化につながるなどの効果を踏まえ、実施時期等の優先順位を勘案し、必要な事務の標準化等を推進する。
 - <主な検討項目>
 - ・被保険者証の作成
 - ・資格管理事務
 - ・保険給付の支払事務
 - ・出産育児一時金に係る給付基準、申請書類
 - ・医療費通知の統一 等

8 保健医療サービス及び福祉サービスに関する施策との連携

- ① 保健医療サービス及び福祉サービス等との連携
 - 地域包括ケアの推進に向けた住まい、医療、介護、予防、生活支援の連携を推進。
 - ・国保部局としての参画
 - ・データを活用した保健事業の推進
 - ・ケア会議等を通じた必要な情報共有の仕組みづくり等

9 国民健康保険の健全な運営

- ①市町村・国保連合会との連携
 - ・国保を安定的かつ円滑に運営するため、市町村との連携会議で引き続き検討。
 - ・県も国保連合会に加入し、一層の連携を図る。
- ②国保運営方針の見直し
対象期間中でも必要と認められる場合、連携会議で検討、県国保運営協議会での審議を経る。
- ③各種計画との整合性
県保健医療計画、県健康増進計画、県介護保険事業支援計画等との整合性を図る。